

## 軽自動車税（種別割）の減免の要件について

軽自動車税（種別割）の減免の対象となるのは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受け、該当する級に当てはまる人のために使用される自家用自動車で、1人の身体障害者等につき普通車及び軽自動車を含め1台に限られます。

### 所有者等の要件

軽自動車税（種別割）の納税義務者（所有者）	運転者	使用の目的
本人	本人	特に問わない
本人	同一生計者	本人の通学、通院、通所、生業等のために専ら使用すること
同一生計者	本人	
同一生計者	同一生計者	
身体障害者等のみで構成される世帯の構成員	常時介護者	

「本人」…身体障害者等

「同一生計者」…本人と生計を一にしている人

### 障害の程度

#### ①身体障害者手帳の交付を受けている方

区分		障害の程度
視覚障害		1級～4級
聴覚障害		2級～3級
平衡機能障害		3級・5級
音声機能障害（喉頭摘出者のみ）		3級
肢体不自由	上肢	1級～2級
	下肢	1級～6級 （同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級～3級）
	体幹	1級～3級・5級 （同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級～3級）
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級～2級 （一上肢のみに運転機能障害がある場合は除く）
	移動機能	1級～6級 （同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級～3級（一上肢

		のみに運転機能障害がある場合を除く))
心臓・じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸機能障害	1級・3級・4級 (同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は1級・3級)	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	
肝臓機能障害	1級～4級 (同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は1級～3級)	

②療育手帳の交付を受けている方

区分	障害の程度
知的障害者	㊤・A

③精神障害者福祉手帳の交付を受けている方

区分	障害の程度
精神障害者	1級

④戦傷病者手帳の交付を受けている方

区分	障害の程度	
視覚障害	特別項症～第4項症	
聴覚障害	特別項症～第4項症	
平衡機能障害	特別項症～第4項症	
音声機能障害（喉頭摘出者のみ）	特別項症～第2項症	
肢体不自由	上肢	特別項症～第3項症
	下肢	特別項症～第6項症、第1款症～第3款症 (同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、特別項症～第3項症)
	体幹	特別項症～第6項症、第1款症～第3款症 (同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、特別項症～第4項症)
心臓・じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸機能障害	特別項症～第3項症	
肝臓機能障害	特別項症～第3項症	